

令和8年度 磐田市放課後児童クラブ 利用案内

放課後児童クラブをご利用いただくにあたり、注意事項、提出書類のご案内を記載しております。必ずお読みいただきますようお願い申し上げます。

目次

1. 令和8年度放課後児童クラブ利用説明会について・・・P 1
 2. 放課後児童クラブ利用にあたって・・・P 2～3
 3. 放課後児童クラブでの生活について・・・P 4
 4. 令和8年度災害等緊急時の対応について・・・P 6
 5. 利用料の納付について・・・P 10
 6. 提出書類について・・・P 10
 - ・緊急引渡しカード
 - ・令和8年度 自宅周辺案内図・同意書(電子申請の方のみ)
 - ・放課後児童クラブ利用料減免申請書
 7. ご案内・・・巻末
 - ・留守家庭児童団体傷害保険のご案内
- ※土曜日・祝日保育を利用される方には以下の書類も同封しています。
- ・令和8年度放課後児童クラブ土曜日・祝日保育利用の皆様へ
 - ・緊急引渡しカード

◆令和8年度放課後児童クラブ利用説明会について

- ・令和8年度放課後児童クラブ利用説明会は実施しません。下記QRコードまたはURLより、市ホームページに掲載する利用案内の動画、クラブごとの説明資料をご覧ください。不明な点等は、P3に記載の運営事業者までお問い合わせください。



https://www.city.iwata.shizuoka.jp/kosodate_kyouiku/shougakkou_cfuugakkou/shougakkou/houkago_jidouclub/1016142.html

- ・提出期限が定められている書類がありますので、該当する場合は期日までにご提出いただきますようお願いいたします。
- ・4月春休み期間中の昼食提供については市ホームページをご覧ください。

◆放課後児童クラブ利用にあたって

《利用基準：放課後児童クラブの利用ができる方》

- (1) 令和8年度に磐田市内の小学校に就学している者（新1年生から新6年生）。
- (2) 保護者が昼間に就労、または長期にわたる疾病等の状態にあること。ただし、就労の場合は、次の条件を満たす就労証明書が必要です。また、疾病等の場合は、診断書など疾病・負傷を証明する書類が必要です。
 - * 勤務が夜間のみで開所時間に在宅する場合は、利用基準を満たしません。
 - * 交代制等、昼間と夜間の両方で勤務がある場合、昼間の勤務が次の条件に該当していれば、利用基準を満たします。また、夜間勤務の翌日は、放課後児童クラブを利用することができます。
 - * 延長時間（午後6時を過ぎ、午後6時30分までの時間）は、午後6時までの迎えが困難なときに利用していただけます。この時間を利用した場合、別途延長料金がかかります。

授業のある日を利用する場合

午後1時から午後6時30分までの間で3時間以上、平日週3日以上勤務

長期休業期間を利用する場合

午前7時30分から午後6時30分までの間で4時間以上、平日週3日以上勤務

土曜日を利用する場合

土曜日の午前7時30分から午後6時30分までの間で4時間以上の勤務

祝日を利用する場合

祝日の午前7時30分から午後6時30分までの間で4時間以上の勤務

- (3) 70歳未満の祖父母が同居の場合は、保護者と同様に就労・疾病等の状態にあること。ただし、就労の場合は、上記の条件を満たす就労証明書が必要です。また、疾病等の場合は、診断書など疾病・負傷を証明する書類が必要です。

※同居とは、住民基本台帳（住民票）における同一世帯のことを指します。

- (4) 放課後児童クラブの利用料等に兄弟姉妹の利用分も含めて滞納がないこと。

1 開所日等《保護者の仕事がお休みの日は、放課後児童クラブは利用できません。》

開所日	開所時間	持参するもの
授業のある日	午後1時から午後6時30分まで	水筒、弁当（給食がない場合）、おやつ袋
長期休業期間・学校振替休日	午前7時30分から午後6時30分まで	水筒、弁当、学習道具、おやつ袋
土曜日・祝日	午前7時30分から午後6時30分まで	水筒、弁当、学習道具、おやつ、おやつ袋

《注意事項》

- * 開所時間は下校時間等により変更になる場合があります。
- * 利用できる時間は、勤務時間と通勤時間を合わせた時間です。
- * 土曜日・祝日は、富士見小第1児童クラブ、磐田西小第1児童クラブ、磐田南小第2児童クラブ、豊田東小第1児童クラブの4箇所が開所します。

2 閉所日

- (1) 日曜日
- (2) 盆休み（8/13から8/15まで）、年末年始（12/29から1/3まで）

3 利用料等

(1) 利用料（おやつ代・留守家庭児童団体傷害保険料を含む）

利用期間	利用料
4月～7月／9月から翌年3月まで *1	月額 7,000円
4月春休み、7月夏休み、12月冬休み、1月冬休み、3月春休み	月額 3,500円
8月 *2	月額 11,000円
8月（2学期始業式から8/31までの <u>授業のある日のみ利用の方</u> ）*3	月額 5,500円
土曜日、祝日	1日 500円
延長時間（午後6時を過ぎ、午後6時30分までの時間）	1日 300円

* 15日以前に利用中止、16日以後に利用した場合には、利用料が半額（注）になります。

* 利用者の都合でその月の全日数を欠席した場合でも、1か月分の利用料がかかります。

（注）：利用開始月、利用中止月以外で利用料の半額対応はできません。

*1 授業のある日のみ申請した方または授業のある日と長期休業期間（8月を除く）を申請した方の利用料です。授業のある日を利用する場合、長期休業期間（8月を除く）の利用に追加料金はかかりません。※期日までに申請が必要です。

*2 8月の夏休みは、途中で退所した場合でも全額の利用料がかかります。

*3 この期間の利用日数が0日の場合、8月分利用料はかかりません。

(2) 利用料の納付

・利用料は**口座振替での納付**です。口座振替の手続きをお願いします。

詳しくは、P9「利用料の納付について」をご覧ください。

・利用料の**未納が納付期限から2か月以上続いた場合、利用中止**となります。

4 ブロック割と運営事業者

・磐田市放課後児童クラブの運営について、令和7年4月1日から民間事業者への運営業務委託を行っています。磐田市全体を4ブロックに分割し、1事業者が1ブロックを運営しています。

*市が行うことと事業者が行うこと

民間委託は、民営化とは異なり、業務の一部を事業者が行うものとなります。市と事業者が協力して児童クラブに関する業務を進めていきます。

《市が行うこと》

入退所に関すること、利用料に関すること、運営場所の確保、契約等の事務 など

《事業者が行うこと》

支援員の雇用・勤務に関すること、児童の見守り、児童の入退室や欠席の管理、相談対応、おやつ・昼食の提供 など

東ブロック

事業者：株式会社東海道シグマ（TEL：090-4235-8789）

小学校：磐田北・富士見・田原・東部

西ブロック

事業者：株式会社明日葉（TEL：053-582-7661）

小学校：磐田中部・磐田西・豊田南・青城

南ブロック

事業者：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社（TEL：053-451-7057）

小学校：磐田南・長野・福田・豊浜・竜洋西・竜洋東・竜洋北

北ブロック

事業者：株式会社アンフィニ（TEL：053-489-5461）

小学校：向陽（向笠・大藤・岩田）・豊田北部・豊田東・豊岡南・豊岡北

◆放課後児童クラブでの生活について

放課後児童クラブは…

保護者が就労等で昼間家庭にいない子どもに、適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を支援するところです。

ご利用にあたっては、日ごろから子どもに「なぜ、放課後児童クラブに行くのか？」を伝えていただき、子ども自身が異年齢の集団生活の中で主体的にすごせるよう、保護者の方にもご理解ご協力をお願いいたします。

1 準備する物（持ち物には必ず記名をしてください。）

- (1) 着替えの入った袋（季節の変わり目ごとに点検してください）
- (2) 防災頭巾（児童名・保護者名・住所・電話番号を記入してください）
- (3) おやつ袋（おやつのゴミを持ち帰ります）
- (4) お弁当（給食がない場合）、水筒、学習道具

* (1) (2)は放課後児童クラブに備え置きます。

2 来所及び帰宅

- (1) 下校後、そのまま放課後児童クラブへ来所となります。
- (2) 帰宅方法は**原則お迎えです**。閉所時刻（午後6時30分）までに迎えに来てください。なお、閉所時刻までの迎えが困難な場合は、ファミリーサポートセンターを利用する、ひとりで帰宅するなど、各家庭で決定してください。ひとりで帰宅する場合は、なるべく明るいうちに家に着くよう、下校時刻について配慮をお願いします。下校中の小学生が被害に遭う事件も発生しておりますので、なるべくお迎えをお願いします。
- (3) 帰宅時刻や方法、迎えの方に変更がある場合は、必ず**保護者が放課後児童クラブへ連絡**してください。
- (4) 塾や習い事に放課後児童クラブから行くことができますが、その行程は保護者の責任となります。**基本的にはそのまま帰宅となり、再来所はできません**。長期休業期間中、塾や習い事が午前中の場合は、その終了後の来所となります。
- (5) 児童が一人で自転車での来所、帰宅はできません。
- (6) 市で児童の送迎は行いませんので、ご了承ください。

3 欠席の取扱い

- (1) 欠席する場合は、必ず保護者が放課後児童クラブと学校へ連絡してください。（小学校の下校指導時に必要な情報となります。）
- (2) 保護者の仕事がお休みの日は、放課後児童クラブは利用できません。**不定休やシフト制勤務の方は利用予定（勤務）日の確認のため、在籍している放課後児童クラブへ勤務予定表を提出してください。**
- (3) 病気の場合は、全快するまで休ませてください。学級閉鎖となったクラスの児童は、放課後児童クラブも休みとなります。
- (4) 児童の病気等止むを得ない場合を除き、**連続して2か月間、利用日数が月8日以下の場合には利用中止**となります。

4 利用中の病気やけが

- (1) 放課後児童クラブ利用中に具合が悪くなった場合は緊急連絡先に連絡しますので、迎えをお願いします。
- (2) 放課後児童クラブ利用中の万一の事故・負傷に備え、通院、入院、死亡・後遺障害について傷害保険に加入します。詳しくは留守家庭児童団体傷害保険のチラシをご覧ください。
 - ・加入する保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 - ・保険の種類 留守家庭児童団体傷害保険
 - ・補償の内容 通院日額 1,000円、入院日額 1,500円、死亡・後遺障害 1,000,000円
 - ・保護者負担金 月々の利用料に含む

※放課後児童クラブ利用中（来所中、帰宅中を含む）の負傷等で病院を受診する際は、こども医療の受給が可能です。受診時はこども医療受給者証を提示してください。

5 放課後児童クラブでの注意事項

- (1) 宿題等への取り組みは各家庭、本人の自主性に任せます。ご家庭で話し合ってお決めください。
- (2) 欠席の場合やおやつ時間前に帰宅の場合、おやつを持ち帰りはできません。
*長期休業中、午後3時前に帰宅する児童にはおやつを提供できませんので、利用開始日の5営業日前までに減免申請書を提出してください。
- (3) アレルギーをお持ちの方のおやつの提供については、学校に順ずる対応をしています。必ず支援員とおやつ提供の有無を確認してください。
- (4) 学校に忘れ物をした場合、セキュリティの関係で無断に取りに戻ることはできません。保護者が職員室で許可を得て忘れ物を取りにいらしてください。
- (5) 故意に器物損壊した場合は、保護者に費用等の負担をしていただきます。
- (6) 他者に対する暴力行為がある場合、集団生活のルールを守らない場合、改善が見られないときは、退所を含めた指導に応じていただくことがあります。

6 申請内容に変更が生じた場合等の手続き

変更内容により必要書類や提出期限が異なります。

(1) 「放課後児童クラブ利用申請書」に記載した内容に変更があった場合

「変更承認申請書」を提出してください。家族の増減、住所、氏名、電話番号等、変更される項目に記入してください。同居の70歳未満の保護者が増えた場合は、申請理由を証明する書類も併せてご提出ください。就労証明書の内容に変更があった場合は、就労証明書のみ再提出してください。

(2) 利用形態や利用期間の変更をする場合

「変更承認申請書」を提出してください。利用形態を追加する場合の提出期限は、ご利用希望日の1か月前までです。但し、ご申請いただいても、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。保育園が決まらないなどの理由から育児休業期間を延長する場合は、利用開始日を後ろ倒しする「変更承認申請書」を(3)の期日までに提出し、利用開始日以降速やかに最新の就労証明書を提出してください。復職日が未定の場合、一度利用決定を取り下げ、復職確定後に再審査することも可能です。

(3) 利用をやめる（利用中止する）場合

一部利用形態を残す場合は「変更承認申請書」を、すべての利用形態を中止する場合は「利用中止届」を以下の期日までに提出してください。利用がない場合でも書類の提出がないと利用料が発生します。なお、「授業のある日」の利用を中止し、長期休業期間のみの利用を希望される場合は、すべての利用決定は取り消しになり、再審査となります。

利用開始予定日または利用終了予定日	提出期限
1日から15日	前月15日まで
16日から末日	前月末日まで

例：利用中の方が6月1日から利用を終了する（利用しない）場合、5月15日までに利用中止届を提出する
9月20日から利用開始予定の方が入所前に退所する場合、8月31日までに利用中止届を提出する

(4) 就労証明書の内容（勤務先・勤務時間等）に変更があった場合

「就労証明書」をすみやかに再提出してください。提出されない場合は、就労状況の確認ができませんので利用中止となります。また、提出した場合であっても、就労日数や就労時間が利用基準を満たしていない場合は放課後児童クラブの利用ができないため、「利用中止届」をすみやかに提出してください。

(5) 仕事を辞めた場合、雇用期間が終了した場合

原則、退職日をもって利用中止となります。雇用期間終了日や退職日から2週間以内に新しい「就労（予定）証明書」を提出するか、2週間以内に提出できない場合はすみやかに「利用中止届」を提出してください。ただし、提出日によっては利用料がかかります。

雇用終了日から雇用開始日まで間が空く場合、その期間は、利用はできませんが利用料金がかかります。

7 その他

- (1) 放課後児童クラブの利用（利用開始、中止）については、在籍クラブの支援員にお伝えください。
- (2) 不安なこと、心配なことは、支援員に遠慮なく相談してください。家庭と児童クラブ、運営事業者、行政が一体となり、子どもにとってよりよい方向を見つけていきます。ご理解ご協力をお願いします。
- (3) 放課後児童クラブの運営や支援員のことに対するご意見やご要望は、各ブロックの事業者（P3）または磐田市教育委員会事務局（TEL：0538-37-2773）へお願いします。
- (4) 放課後児童クラブとの連絡時に通訳が必要な場合は、ご自身で手配してください。

◆ 令和8年度 災害等緊急時の対応について

(1) 気象庁等が発表する気象情報により判断する場合 対象：『特別警報』『暴風警報』

区分	状 況		児童クラブ
来 所 前	授業のある日	学校に登校した場合	○ 開 所
		学校が休校の場合	× 閉 所
		学校に登校後、特別警報が発表され、状況に応じて下校の場合	○下校時刻に合わせて開所 ※状況により早いお迎えを依頼
	1日開所時 長期休業期間 学校振替休日 土曜・祝日	午前10時前に暴風警報が解除された場合	○ 開 所 ※開所時間の連絡あり
		午前10時までに暴風警報が解除されない場合	× 閉 所
来 所 後	授業のある日 1日開所時	特別警報、暴風警報発表	クラブ残留 ※状況により早いお迎えを依頼

(2) 磐田市が発表する避難情報により判断する場合 対象：『避難指示』『緊急安全確保』

時刻 情報	1日開所時	
	来所前	来所後
「避難指示」または「緊急安全確保」が発令された地区が含まれる 学府のクラブ	× 自宅待機 × 発令地区は避難行動または安全確保	○クラブ残留 ※状況により早いお迎えを依頼
「避難指示」または「緊急安全確保」が発令された地区が含まれない学府のクラブ	○通常通り	○通常通り
解除	午前10時までに解除 ○開所 ※開所時間の連絡あり	○通常通り

(別表) 土砂災害警戒区域が含まれる地区

中学校	小学校	避難対象地区 (自治会)
磐田第一	磐田西	西新町、京見塚
城山	磐田北	東坂町、二番町、美登里町、元宮町、権現町、住吉町、幸町 加茂川通、馬場町
	富士見	東大久保、富士見町
向陽	大藤	大藤第2区、大藤第4区、大藤第6区、大藤第13区
	向笠	笠梅、向笠竹之内、向笠西、篠原、岩井、岩井原
	岩田	寺谷新田、寺谷塚上、寺谷塚下、匂坂上、匂坂中上、匂坂中下、匂坂新
神明	東部	新貝
	田原	三ヶ野、明ヶ島、東部台
豊田	豊田北部	加茂東、匂坂下、気賀東、富里
	豊田東	富丘広野、富丘下原、富丘原新田
豊田南	豊田南	一言北原、一言里
豊岡	豊岡南	上神増、社山、神増、平松、掛下、惣兵衛
	豊岡北	神田、栗下、本村、田川、亀井戸、大楽地、合代島上、合代島下、敷南区、敷上区、大平南、大平北、虫生、万瀬

※この表は過去に警戒区域内に住家が確認された自治会である。その他通学路等危険な場所があるため、詳しくは市ホームページ等の計画区域マップにより確認する。

参考

- ・ 気象庁キキクル (危険度分布)
https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain_level&area_type=class20s&area_code=2221100
- ・ 静岡県土砂災害情報
<http://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/sabo/dosyasaigai/1029522.html>
- ・ 磐田市土砂災害警戒区域・特別警戒区域マップ (磐田市ホームページ)
https://www.city.iwata.shizuoka.jp/sangyou_business/tochi_douro_kasen/1002192.html

(3)「南海トラフ地震臨時情報」発表時及び大規模地震（震度5弱以上）発生時、その後の対応基準

区分	状 況		学 校	児童クラブ	
来 所 前	授 業 の あ る 日	登 校 前	南海トラフ地震臨時情報 (調査中・巨大地震注意)	原則、防災対応なし 地震への備えの再確認	○ 開 所
			南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	・事前避難地域対象学府 自宅待機※1週間程度の休校措置	× 閉 所
			大規模地震(震度5弱以上)発生	避難行動	○ 開 所
	授 業 の あ る 日	登 校 中	南海トラフ地震臨時情報 (調査中・巨大地震注意)	原則、防災対応なし 地震への備えの再確認	○ 開 所
			南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	・事前避難地域対象学府 ①避難行動(学校、自宅へ) ②その後の対応(学校にいる場合) 保護者引き渡し	× 閉 所
			大規模地震(震度5弱以上)発生	・事前避難地域対象外学府 原則、防災対応なし 地震への備えの再確認	○ 開 所
	授 業 の あ る 日	在 校 中	南海トラフ地震臨時情報 (調査中・巨大地震注意)	①避難行動(学校、自宅又は一時避難場 所へ) ②その後の対応(学校にいる場合) 安全が確認されたのち、保護者引き渡し	× 閉 所
			南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	原則、防災対応なし 地震への備えの再確認	○ 開 所
			大規模地震(震度5弱以上)発生	①避難行動 ②学校待機 ③その後の対応 安全が確認されたのち保護者引き渡し	× 閉 所
	1日開所時 長期休業期間 学校振替休日 土曜・祝日		南海トラフ地震臨時情報 (調査中・巨大地震注意)	—	○ 開 所
			南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	—	・事前避難地域対象学府 × 閉 所
			南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	—	・事前避難地域対象外学府 ○ 開 所
			大規模地震 (震度5弱以上)発生	—	× 閉 所
	来 所 後	授 業 の あ る 日	南海トラフ地震臨時情報 (調査中・巨大地震注意)	—	通常どおり
			南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	—	・事前避難地域対象校 ①クラブ待機 ②その後の対応 保護者引き渡し
			南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	—	・事前避難地域対象外校 ○ 開 所
大規模地震 (震度5弱以上)発生			—	①避難行動 ②クラブ待機 ③その後の対応 安全が確認されたのち保 護者引き渡し	

(3) 大津波警報・津波警報、津波注意報発表時及び解除時等の対応基準

区分	警報発表状況			学校	児童クラブ	
来 所 前	授業のある日	登校前	発表	避難行動又は自宅待機	学校へ登校となった場合は開所	
			解除	午前10時前	登校	○ 開所
				午前10時以後	休校	× 閉所
		登校中	発表	避難行動	○ 学校が通常通りの対応をする場合は開所 × 学校が保護者引き渡しをする場合は閉所	
			解除	午前10時前	通常通り	
				午前10時以後	休校	× 閉所
	在校中	発表	学校待機又は避難行動	○ 学校が通常通りの対応をする場合は開所 × 学校が保護者引き渡しをする場合は閉所		
		解除	通常通り 被害状況により保護者引渡し			
	1日開所時 長期休業期間 学校振替休日 土曜日		解除	午前10時前	—	× 閉所 ※教育委員会が安全と判断した場合は開所
				午前10時以降	—	× 閉所
来 所 後	授業のある日	発表	—	—	クラブ待機（学校で開設しているクラブのみ）又は避難施設へ移動	
	1日開所時	解除	—	—	クラブ又は避難施設で保護者引き渡し	

※第4次地震被害想定で津波浸水地域を学区に持つ学府（はまぼう学府、みなみが野学府、竜洋学府）、想定地域外であっても状況によっては同様の対応になる場合がある。また、遠隔地地震による津波情報が発表された場合にも同様の対応とする。

※津波注意報については、津波の発生が遠地近地にかかわらず、津波（一波・二波）が到着しても被害が生じる高さではないと学校が判断した場合、登校前、登校中、在校中、下校中、全て通常通りの対応となるため、放課後児童クラブにおいても、学校に準じた対応とする。

ただし、海岸近くにいる場合は、すぐその場から離れ避難行動をとる。

※注意報から警報に変更された場合には速やかに警報の対応をとる。

(4) 弾道ミサイル等発射にかかるJアラート（全国瞬時警報システム）が静岡県内に発令された場合の対応

弾道ミサイル等が発射され、通過後または落下後に磐田市に影響がなかった場合、児童クラブは開所します。

磐田市に影響があった場合、保護者へはコドモン等を通して対応について連絡します。連絡があるまでは身の安全を最優先に避難行動を継続してください。

(5) 原子力施設において異常な事態が発生した場合の対応基準（UPZ圏内に位置する学校）の対応

UPZ内の学校は、放射性物質が漏洩した場合、児童クラブは閉所します。

磐田市に影響があった場合、保護者へはコドモン等を通して対応について連絡します。連絡があるまでは身の安全を最優先に避難行動を継続してください。

◆ 利用料の納付について

放課後児童クラブの利用料は、口座振替による納付をお願いします。

①手続きが必要な方

初めて放課後児童クラブを利用される方、登録口座の変更をしたい方

※令和7年度に口座振替手続き済みであり、口座振替の実績がある方は、継続して口座振替されますので手続きは不要です。

②申請方法

(1)Web 口座振替受付サービス

以下のQRコードまたはURLより、手順等を確認の上、手続きをお願いします。

※Web 口座振替未対応の金融機関をご希望の方は、(2)の方法でお手続きください。



URL: <https://www.city.iwata.shizuoka.jp/shiseijouhou/1006207/1015922.html>

(2)磐田市税等口座振替依頼書

磐田市放課後活動課や下記金融機関に備え付けの「磐田市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入し、ご利用の金融機関に提出してください。

○取扱金融機関

銀行：静岡・清水・スルガ・静岡中央・みずほ・三井住友・三菱UFJ・りそな

信用金庫：浜松いわた・遠州・島田掛川

その他：遠州中央農業協同組合・静岡県労働金庫・ゆうちょ銀行

③提出期限

利用開始月の末日までに提出された分が翌月から口座振替されます。

④口座引落日

放課後児童クラブ利用月の翌月25日（金融機関休業日の場合は翌営業日）

◆ 提出書類について

《緊急引渡しカード》

放課後児童クラブでは、災害等緊急時に備え、緊急引渡しカードの提出をお願いしています。

災害等緊急時には緊急引渡しカードの「緊急時に迎えに来る人とその連絡先」にお名前がある方に児童を引き渡すものとし、他の方が迎えに来られた場合でも保護者に連絡が取れない場合は引渡しません。

※土曜日・祝日保育を利用される方は、「土曜日・祝日保育」用として1枚提出をお願いします。

①提出する方：放課後児童クラブを利用する方全員

②提出先：利用する放課後児童クラブ ③提出期限：放課後児童クラブ利用開始前または初日

《令和8年度 自宅周辺案内図・同意書》

電子申請により放課後児童クラブの申請をした方へ、自宅周辺案内図・同意書の提出をお願いしています。

①提出する方：放課後児童クラブを利用する方で、市ホームページから電子による申請をした方

②提出先：利用する放課後児童クラブ ③提出期限：放課後児童クラブ利用開始前または初日

《放課後児童クラブ利用料減免申請書》

申請により利用料の減額または免除（以下「減免」という）を受けることができます。要件に該当し、減免を希望する場合は、**放課後児童クラブ利用料減免申請書**を提出してください。

①提出する方：下記の減免の要件に該当し、減免を希望する方

②提出先：利用する放課後児童クラブまたは磐田市教育委員会事務局

➤ 減免の要件、減免後の利用料、申請期限など

	減免の要件	減免後の利用料 (月 額)	申請期限など
①	児童が病気その他やむを得ない事情で欠席が1か月に及んだとき	0円	全日欠席した月の翌月5日まで（休日の場合前営業日）
②	生活保護法による生活保護世帯、児童扶養手当の支給を受けている者又は就学援助の適用を受けている世帯	1,500円	提出月の利用料から減免対象（利用開始月より前に提出した場合利用開始月から対象）
③	利用日の属する年度の市民税が非課税となる世帯 *利用年度の市民税が6月に決定するため、4・5月分は利用料をお支払いただきますが、減免の決定後、該当の方に還付します。		
④	被災その他特別な事情があると市長が認めたとき		
⑤	おやつ提供を希望しないとき ア. おやつ提供時間の利用がないとき イ. 食物アレルギーがあるとき ウ. クラブを1か月お休みするとき エ. その他特別な事情があるとき *おやつ提供時間の利用がないなどで喫食がない場合でも、申請をしないと減免対象になりません。 *長期休業期間中、おやつ提供時間前（15時前）に帰宅する場合は、申請が必要です。 *月単位での申請となります。 *長期休業期間のみ利用の方は、『4月春休み』『7、8月夏休み』『12、1月冬休み、3月春休み』の期間ごとに利用決定した後、その都度申請をしてください。	5,500円 (8月は9,500円)	利用開始日の5営業日前まで

➤ その他

・減免は利用年度ごとの申請となります。

・土曜日・祝日保育の利用料は減免の対象にはなりません。

・利用開始月、利用中止月で利用料が半額となる場合は、減免後の利用料も半額になります。

・別途審査に必要な書類の提出を依頼する場合があります。